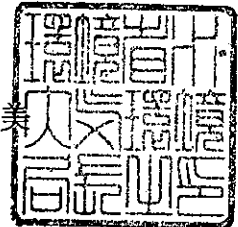




環水大大発第110324004号
環水大水発第110324005号
平成23年3月24日

一般社団法人 日本自動車工業会
会長 志賀 俊之 殿

環境省水・大気環境局長
驚坂 長美



大気汚染防止法等の遵守の徹底について（要請）

今般、貴傘下会員である三菱自動車工業株式会社において大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反等が発覚したところです。

当該事案は、事業者等による効果的な公害防止対策の徹底を図るため、事業者によるばい煙量等の測定結果の未記録や虚偽記録等に対する罰則を創設した先般の法改正の趣旨に反するものです。

当該法改正の趣旨については、これまでも機会を捉え周知しているところですが、本年4月の法施行に向け、貴傘下会員に対し、改めて当該法改正の趣旨を周知徹底するとともに、測定の未実施や記録の虚偽記載等の禁止を含めた法令遵守及び自己点検の実施等適正な対応について周知徹底を行って頂くよう要請します。